

令和3年5月31日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

緊急事態宣言再延長に伴う保育園の対応について

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保育園における感染対策にご協力いただき深く感謝申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、東京都を対象に、令和3年5月31日までを期間とする緊急事態宣言が発令されているところですが、今般、緊急事態宣言期間が、6月20日まで再延長されることが決定しました。

令和3年4月23日付けの文書でお知らせしましたとおり、区では、今回の緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間とし、お休みした日の基本保育料の日割還付を行うこととしており、再延長された期間についても、引き続き、下記の対応といたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保育園の運営について

- ◎ 保育園等の運営は原則開所としておりますが、感染拡大防止のため、緊急事態宣言発令期間中は「家庭保育の協力要請」期間といたします。ご家庭での保育が可能な場合は、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」については、保護者の方の判断において、登園を控えることが可能な場合に限り、ご家庭での保育をお願いするものです。ご協力いただけるご家庭に、ご協力いただける範囲でお願いするものですので、登園する場合は、本来の保育の必要性をもってどなたでもご利用いただけます。
- ◎ ご家庭での保育については、一日単位だけでなく、保育時間の短縮によるご協力も大変有り難く、お迎え時間を早めていただくなど、保育時間の短縮にご協力ください。
- ◎ 「家庭保育の協力要請」期間において、感染拡大防止のため登園を控えていただいた場合は、一日単位とはなりますが、基本保育料の日割還付を実施いたします。
- ◎ 各園で行っております感染症対策には、引き続きご協力をお願いします。

なお、園で新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、臨時休園となる場合があります。

2 その他

- ◎ 「家庭保育の協力要請」は、国の「自治体等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合」に当たる、いわゆる登園の自粛をお願いするものです。
- ◎ ご家庭での子育てについてご不安や心配なこと、困りごとなどがありましたら、どうぞ抱え込まずに園または以下の相談先にご相談ください。

【相談先】 ○電話相談（平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

健康、育児（栄養、歯科）	保健サービスセンター	03-5803-1807
	保健サービスセンター本郷支所	03-3821-5106
ご家庭での子育ての不安や心配ごと	子ども家庭支援センター	03-5803-1109

- ◎ 国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

3 お問合せ

- ◎ 区立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）
- ◎ 私立保育園に関すること
子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）
- ◎ 基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること
子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）